

令和5年4月20日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会
会長 宮田 広善

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会の開催結果について（答申）

令和5年3月10日付けで諮問がありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第21条の規定に基づく処分に係る審査請求（R2-5号）について、下記のとおり答申します。

記

1 審査請求は認容するべきである。

〔理由〕

- (1) 障害支援区分の認定調査項目1－9移動について、医師意見書では前回と今回を比較して医師意見に変化がない。また、認定調査員が記載した特記事項を見ても前回から改善しているとは言えず、移動時は外部の刺激が多くいつ不穏になるか分からないことを勘案すると、全面支援から部分支援に判定を変更したことは適切とはいえない。
- (2) 障害支援区分の認定調査項目2－1食事について、外部の刺激が少ないことから、判定に誤りがあったとまではいえないが、家族の支援が前提となっており、今後の家族の負担を鑑みると配慮が必要。
- (3) 認定調査項目1－9移動が部分支援から全面支援に変更となると、一次判定結果は区分6となることから、本件処分は不適切であったといえる。